

提出書類チェックリスト（予備認証（新設）申請用）

番号	提出書類	確認事項	チェック
1	【様式第 1 号】 東京都認証ソーシャルファーム申請書	日付は、申請書類提出日（申請受付面談日）を記入しているか。	
		所在地、法人名、代表者職・氏名は登記簿謄本どおりとなっているか。	
		代表者氏名欄は自署又は記名押印がなされているか。	
		【事業所が会社自体的場合】事業所の名称は「法人名（本社）」と表記しているか。	
2	法人の登記簿謄本	法務局発行の「履歴事項全部証明書」の原本を準備できているか。	
		申請書類提出日の 3 か月以内に交付されたものであるか。	
3	【様式第 5 号】事業 計画書	提出日は、申請書（様式第 1 号）の日付と同一日を記入しているか。	
		表紙左上の様式番号及び様式の種類（認証申請用）に間違いはないか。	
		「事業計画書作成の手引き」を参照し、漏れなく作成しているか。	
4	法人及び事業概要 が確認できるパンフ レット等	会社案内・事業案内等の冊子又はホームページを印刷したもの等、日常的に広く 公開しているもので、事業計画書の記載内容（「法人の概要」等）を確認できる印 刷物を準備できているか。	
5	税務署へ提出した法 人税確定申告書の 写し（別表、決算報 告書等全て）	【創業 3 年以上の法人】直近 3 期分を準備できているか。	
		【創業 1 年以上 3 年未満の法人】創業後、全期分を準備できているか。	
		【創業 1 年未満の法人】営業月数に応じた月次決算書（試算表）を準備できている か。	
6	事業所（ソーシャル ファーム）の試算表	【開業 1 年以上の事業所】直近 1 期分の試算表を準備できているか。	不要
		【開業 1 年未満の事業所】営業月数に応じた試算表を準備できているか。	不要
7	障害者雇用状況報 告書の写し	直近でハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを準備できている か。	
		※障害者法定雇用率の対象外の法人は不要	
8	事業所のハラスメント 対策の取組状況の 説明資料	ハラスメント対策の取組状況を文章で具体的に説明できているか。	不要
		確認できる資料等（ハラスメント防止の啓発ポスター、リーフレット、社員教育プロ グラム、研修記録等）を準備できているか。	不要
9	【様式第 6 号】 誓約書	日付は、申請書（様式第 1 号）の日付と同一日を記入しているか。	
		所在地、法人名、代表者職・氏名は登記簿謄本どおりとなっているか。	
		代表者氏名欄は自署又は記名押印がなされているか。	
		1 ページと 2 ページを 1 枚の用紙に両面印刷しているか（本様式のみ両面印 刷）。	
10	【様式第 7 号】 事業所従業員名簿	申請書類提出日（申請受付面談日）時点で作成しているか。	不要
11	事業所従業員数（常 時雇用）を確認で きるもの	事業所従業員名簿（様式第 7 号）に記載している「ソーシャルファームを主たる勤 務先とする常時雇用の従業員数」を確認できるもの（例：当該従業員全員分の出 勤簿（直近 1 か月分）の写し、シフト表（勤務割表）等）を準備できているか。	不要

次頁に続く

番号	提出書類	確認事項	チェック
12	ソーシャルファームの就業規則の写し ※作成及び届出義務のない10人未満の事業所も提出が必要です。	【これから事業所に適用する就業規則を作成する場合】 事業所に適用予定の就業規則案が準備できているか。 ※労働基準監督署への届出は不要	
		【本社等で適用されている就業規則を適用予定の場合】 労働基準監督署の受理印が押されているものの写しとなっているか。	
		【これから事業所に適用する就業規則を作成する場合】 【本社等で適用されている就業規則を適用予定の場合】 絶対的必要記載事項(下記①～③)は就業規則の本則又は別規程に漏れなく記載してあるか。 ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 ②賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ③退職に関する事項(解雇の事由を含む。)	
		【これから事業所に適用する就業規則を作成する場合】 【本社等で適用されている就業規則を適用予定の場合】 従業員の区分別に就業規則及び規程を定めている場合、その写しは全て準備できているか。 ※これから事業所に適用する就業規則を作成する場合は案段階のもので可	
		【これから事業所に適用する就業規則を作成する場合】 【本社等で適用されている就業規則を適用予定の場合】 賃金規程や育児介護規程、テレワーク規程など就業規則とは別に作成している場合、その写しは準備できているか。 ※これから事業所に適用する就業規則を作成する場合は案段階のもので可	
13	ソーシャルファームの「時間外労働・休日労働に関する協定届(控え)」の写し	法定労働時間を超えての時間外労働(残業)や休日労働に関する労使協定(36協定)が毎年締結されていることが確認できる、直近の「36協定届」(控え)の写しを準備できているか。	不要
14	ソーシャルファームの直近のシフト表(勤務割表)	事業所従業員の勤務形態(変形労働時間制・勤務交替(シフト)制等)を確認できる、直近1か月のシフト表(勤務割表)の準備ができているか。	不要
下記15、16の書類は、就労困難者ごとにクリップ留めしているか。			不要
15	【様式第8号】 就労困難者の雇用 支援計画書	事業所従業員名簿(様式第7号)に記載している就労困難者と認められる従業員全員分の雇用支援計画書を準備できているか、かつ、それぞれ事業所管理責任者及び法人代表者の署名がなされているか。日付は、署名した日付を記入しているか。	不要
16	就労することが困難である事由を証する書類	雇用支援計画書(様式第8号)に記載した「就労することが困難である事由」を証する書類(障害者手帳の写し、医師の診断書、就労支援機関が発行する証明書、ハローワーク(刑務所出所者等専用力)紹介状等)を、就労困難者全員分準備できているか。	不要
17	【様式第9号】 雇用計画書	提出日は、申請書(様式第1号)の日付と同一日を記入しているか。	

次頁に続く

番号	提出書類	確認事項	チェック
下記 18～22の全ての書類について、就労困難者以外の従業員(下記①～③)2人分を準備できているか。 ①原則として、ソーシャルファームとは別の事業所の従業員(他の事業所が無い場合はソーシャルファームの従業員) ②正規社員、非正規社員の区分から各 1 人(非正規社員がいない場合は、正規社員分) ③正規社員、非正規社員については、業務内容が近い従業員 ※就労困難者以外の従業員が 1 人の場合は 1 人分、1 人もいない場合は不要			—
18	雇用契約書又は労働条件通知書の写し	労働基準法で労働者に明示することが義務付けられている以下の 6 項目について、労働契約の締結時に書面等で個別に明示していることを確認できる雇用契約書又は労働条件通知書の写しを準備できているか。 ①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務 ④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期 ⑥退職(解雇の事由を含む)	□従業員 2 人
19	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し	原則として雇用保険被保険者となる、①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②31 日以上雇用見込みがある従業員全員について、雇用保険被保険者資格取得届を提出済みであることを確認できる「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等の写しを準備できているか。 ※雇用保険被保険者に該当しない場合は不要	□従業員 2 人
20	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写し	健康保険・厚生年金保険の加入義務の対象となる従業員全員について、資格取得届を提出済みであることを確認できる「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」等の写しを準備できているか。 (参考)パート・アルバイト等の短時間労働者の適用要件 ①週の所定労働時間が 20 時間以上であること ②雇用期間が 2 か月を超えて見込まれること ③賃金の月額が 8.8 万円以上であること ④学生でないこと ⑤特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること ※健康保険・厚生年金保険加入義務に該当しない場合は不要	□従業員 2 人
21	賃金台帳又は給与明細の写し(直近 3 か月分)	従業員の適正な労務管理及び給与支払が行われていることが確認できる賃金台帳又は給与明細の直近 3 か月分の写しを準備できているか。 賃金台帳には、労働基準法施行規則で労働者各人別に記入が義務付けられている項目(①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働・休日労働・深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類毎にその額、⑧労使協定等により賃金の一部を控除した場合はその額)等が記入されているか。	□従業員 2 人
22	出勤簿等の写し(直近 1 年分)	従業員の適正な労働時間の管理が行われていることを確認できる出勤簿やタイムカード等の記録(出退勤時間、休暇取得状況等がわかるもの)の直近 1 年分の写しを準備できているか。	□従業員 2 人
上記 18～22の書類は、従業員ごとにクリップ留めしているか。			
23	「就労困難者以外の従業員」に適用される就業規則及び 36 協定届(控え)の写し	上記 18～22で選定した「就労困難者以外の従業員」に適用される就業規則及び 36 協定届(控え)の写しを準備できているか。 ※12で提出する就業規則等と同じものが適用される場合、又は労使協定締結の必要がない場合は不要	
24	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	直近期の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)を準備できているか。 提出できない場合、その理由書(A4 サイズ 1 枚・様式自由)を準備できているか。	
25	法人事業税及び法人都民税の納税証明書	直近期の法人事業税及び法人都民税の納税証明書(原本)を準備できているか。 提出できない場合、その理由書(A4 サイズ 1 枚・様式自由)を準備できているか。	

以上